

新型コロナウイルス感染症に係る対応策の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大のいわゆる第3波が到来し、栃木県を含む11都府県に緊急事態宣言が発令されている。

こうした中、感染拡大を防止するとともに、緊急事態宣言や自粛により市民生活が受ける影響を緩和する必要がある。

そこで、国においては、新型コロナウイルス感染症に係る対応策の充実の観点から、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の対象とならない日中のみ営業している飲食店等においても緊急事態宣言や自粛の影響を受けていることに鑑み、必要な支援を行うこと。
- 2 看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、救急救命士、薬剤師その他の2月に集中する国家試験に関し、新型コロナウイルス感染症又はその疑いのため受験できなかった者に対し、追試験その他の対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年1月28日

那須塩原市議会議長 吉 成 伸 一

内閣総理大臣	}	宛て
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)		
衆参両院議長		